



在宅医・訪問看護師さまへ

当院では、皮膚・排泄ケア認定看護師による在宅訪問看護を行っております。
主治医の指示のもと、担当の訪問看護師さんと一緒にご自宅に伺わせていただき
患者さんご家族のより良い療養生活をサポートいたします。

専門の看護師とは

皮膚・排泄ケア認定看護師

真皮を超える褥瘡の状態にある患者さんや人工肛門（人工膀胱）を造設している
患者さんのケアをサポートします。

処置方法だけでなく予防方法についても検討し、指導します。



《依頼方法》

1. 在宅医が依頼する場合は担当訪問看護師へ報告・依頼し、訪問看護師より所定の依頼書を受け取り、作成してください。患者様・ご家族に説明し、承諾を得てください。
2. 訪問看護師から依頼する場合は、患者家族に説明し、所定の依頼書を作成して、当院および在宅医へFAXしてください。

《訪問方法》

1. 依頼を受けた認定看護師が、担当看護師へTELし日程調整を行います。
2. 訪問看護師、認定看護師それぞれ患者宅へ訪問し、看護または療養上必要な指導を行います。
可能な限り、同行訪問をさせていただきます。（同日訪問でも可。）

《報告・記録》

1. 訪問看護師は、訪問看護記録を記載し、主治医へ報告をします。
2. 認定看護師は、当院の所定の記録用紙に記載し、訪問看護ステーションにFAXします。

《レセプト請求》

1. 訪問看護師は、訪問看護記録に基づき、通常通り訪問看護療養費を請求します。
2. 認定看護師は、当院において傷病名等と在宅患者訪問看護・指導料3を請求します。
3. 患者さんには、当院から直接請求を行います。
訪問看護を行った翌日以降に、病院窓口⑤番会計でお支払いをお願いします。

料金については以下の通りです。

項目	料金	1割負担	3割負担
訪問看護指導料	12,850 円 /月	1,285 円/月	3,795 円/月
交通費 (実費・消費税別)	市内 : 一律 440 円/回 市外 : 1Km 330 円 (以後 1Km 毎に 約 130 円追加)		

*当院のカルテを作成していただくこととなります。

*在宅訪問についてのご不明な点は、当院地域医療支援課療養相談係までお願いします。

*会計についてのご不明な点は、当院医事課(0537-35-2135)までお問い合わせください。

菊川市立総合病院

地域医療支援課 療養相談係

TEL : 0537-35-2850

FAX : 0537-35-2843

